

みやき町監査委員告示第3号

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を、同条第2項の規定による行政監査を兼ねて実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告を公表する。

令和6年 3月28日

みやき町代表監査委員 最 所 一 志



令和5年度定期監査等結果報告書 (別添)

み 監 第 108 号
令和6年 3月28日

みやき町長 岡 毅 様

みやき町監査委員 最 所 一 志

同 武 田 光 邦



令和5年度定期監査の結果報告について（提出）

地方自治法第199条第2項の規定による行政監査を兼ねた同条第4項の規定に基づく定期監査を、令和5年11月から本年2月にかけて実施しましたので、同条第9項に基づき、その結果報告書を別紙のとおり提出いたします。

ご査収の程、よろしくお願い申し上げます。

(別紙) 令和5年度 定期監査結果報告書

第1 監査の概要

令和5年度における地方自治法第199条第2項の規定による行政監査を兼ねた同条第4項の規定に基づく定期監査は、地方自治法第198条の4第1項の規定に基づく町監査基準（監委訓令第1号）に準拠し、以下の要領で実施した。

1 監査の実施日及びその対象局課室等

本町の25局課室等の監査を令和5年11月から本年2月にかけて延べ21日間にわたり、下記の日程で実施した。

11月16日	総務部	総務課
20日	同	防災安全課
21日	同	情報未来課 ・ 女子サッカー推進室
24日	同	財政課
27日		出納室
12月18日	総務部	税務課
19日	教育委員会	社会教育課
21日	民生部	住民環境課、北茂安及び三根総合窓口課
22日	同	保健課
1月11日	同	風の子保育園
12日	同	子育て福祉課
22日	同	健康増進課
23日	同	地域包括支援センター
26日	事業部	建設課
2月1日	農業委員会 ・ 事業部	農林課
5日	事業部	産業支援課
6日	同	下水道課
7日	同	まちづくり課
8日	教育委員会	学校教育課
9日	議会事務局 ・ 監査委員事務局	
13日	民生部	メディカルコミュニティ推進課

2 監査対象の事務事業等

監査は、町行政組織上のすべての局課室等において、今年度執行中の事務事業を対象に実施した。ただし、複数年契約にかかる契約書のうち、必要なものは締結年次の文書も対象にした。

3 監査の方法

監査は、予め各課等に調製依頼していた以下に掲げる調書及びそれらに関する書類並びに各課等共通の備品台帳、支出負担行為決裁書類、各種契約書及び保存年限5年以上の文章一覧表などを調査点検した。さらに、課長・参事や課長補佐等に対して、上記文書等の調査点検結果をもとに、当該課等の事務事業の進捗状況や課題問題点の有無等に関し、ヒアリングを行った。また、各課等共通の出勤簿、休暇願簿、時間外命令簿及び出張命令簿は、デジタル処理化されているので、事務局にて事前に点検した。

なお、監査は、原則として担当部長等の立会いの下、当該各課等の入居している建物内で実施した。

- (1) 組織及び職員数関係調書
- (2) 事務分担表
- (3) 歳入状況調書
- (4) 業務ごと歳出状況調書
- (5) 工事請負を除く契約締結状況調書
- (6) 過去1年間における備品動向調書
- (7) 内規作成状況
- (8) 前回監査結果の措置状況調書

* 工事関係契約は別途一覧表があるので除外している。

4 監査の主な着眼点

本町の定期監査は行政監査を兼ねて実施しているが、着眼点の第一は「基本の財務」で、事務事業が予算や財務関係の規定に則り、適正かつ適法に執り行われているかである。次に、事務事業の管理運営がその目的や理念に即応し、効果的かつ経済的に実施されているかである。さらに、4年前の地方自治法改正により町の監査基準に準拠して監査を行うことが求められているため、その中枢理念である「事務が最小の経費で最大の効果を上げるようにし、かつ、その組織及び運営の合理化に努めていること」に留意しつつ、限られた時間内で監査を行った。

第2 監査の結果

昨年11月から本年2月にわたる監査の結果、すべての局課室等における財務事務に関しては、予算や法令等に則り、概ね適正に執り行われていると認められた。また、事務事業の管理運営に関しても、諸々の事業等を総合勘案しながらほぼ適切に執行されていると認められた。ただし、一部に指摘又は改善検討を要する事項が散見されたので、下記に挙げることとした。

なお、これらの事項に関しては、監査の翌月に文書による監査講評で付言し、さらに、その1か月以内にその点について返答をいただいたので、その回答要旨を意見事項等の後に（ ）で記載している。

記

① 文書管理関係

町職員等の旅費支給に関して内規で定められているが、全庁的な職員の旅費に関する規定なので、規則や規程で定めるべきである。(指摘通りに制定する。)

② 備品管理関係

備品台帳において、廃棄されている備品の保管高が削除されていなかった。公会計に伴う資産状況の財務指標に影響するので、適切に管理すべきである。(今後は、適切な管理に努める。)

③ 債権管理関係

過年度分の保育所入所者負担金において、時効になっているものについては、地方自治法及び関係法令に基づき、適切に不納欠損処理をすべきである。(今年度末、不納欠損処理します。以降も、時効分は適切に不納欠損処理します。)

④ 随意契約関係

地方自治法第234条第2項の規定に基づく随意契約で、特定の技術又はノウハウあるいは対象物件についての詳細な知識等が求められる業務の契約締結に関し、同法施行令第167条の適用号につき、適正でない第6号を採用していたので、第2号適用とすることと指導した。(この件は、数課にわたり見られたが、すべて今後の契約においては、指導通り行うとのことである。)

以上